

労働・助成金情報 特急便

第 112 号 (2022 年 4 月)

深川経営労務事務所

社会保険労務士 深川 順次

〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL : 092-409-9257

FAX : 092-409-9258

令和 4 年 4 月から年金制度の一部が改正されました。

60 歳以上の働いている方は年金受給について関心が大きいと思います。まだ年金を受ける年齢ではなくても、今後 70 歳までの就労が予想されるため、現在の就労中の年金受給について知っているライフプランを考えるヒントになります。今回は、4 月から改正された年金制度について紹介します。

はじめに厚生年金保険の老齢厚生年金の基本内容について確認します。

老齢厚生年金

<受給要件>

老齢厚生年金は、老齢基礎年金を受け取れる方に厚生年金の加入期間がある場合に、老齢基礎年金に上乗せして 65 歳から受け取ることができます。

※老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が 10 年以上ある場合に、65 歳から受け取ることができます。

<受給開始期間>

原則：65 歳から受給が開始します。(繰下げ受給・繰上げ受給が可能)

※特別支給の老齢厚生年金を受けられる、昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日までに生まれた男性、昭和 21 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までに生まれた女性は、60 歳から 64 歳の間で受給が開始します。

<年金受給の手続き>

年金を受け取るには請求手続きが必要です。

日本年金機構から「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」が自宅に届くため、必要事項を記入した「年金請求書」と添付書類を年金事務所に提出します。その後、「年金証書」「年金決定通知書」が日本年金機構から届きます。年金証書が届いてから、約 1~2 か月後に年金の受け取りが始まります。

<在職者の老齢厚生年金>

・ 給与との調整 (年金を受け取っている方が対象)

総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計が「47 万円」を超えない場合は、年金額の支給停止は行われません。「47 万円」を上回る場合は、年金額の全部または一部について支給停止されます。

※総報酬月額相当額・・・(その月の標準報酬月額 + その月以前 1 年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

・ 雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整 (60 歳から 64 歳が対象)

特別支給の老齢厚生年金や繰下げした老齢厚生年金を受け取っている場合、高年齢雇用継続給付を受ける時は『給与の調整)に加えて、年金の一部が支給停止されます。

支給停止される年金額は、最高で標準報酬月額の 6 %になります。

<雇用保険の失業給付と老齢厚生年金>

・ 雇用保険の失業給付との調整 (60 歳から 64 歳が対象)

ハローワークで求職の申込を行った日の属する月の翌月から、失業給付の受給期間が経過した日の属する月、または所定給付日数が満了した日の属する月まで、特別支給の老齢厚生年金や繰下げした老齢厚生年金が全額支給停止されます。

65歳以上であれば、年金の支給停止はありません。

4月からの年金制度の改正点

① 繰下げ受給の上限年齢が75歳まで

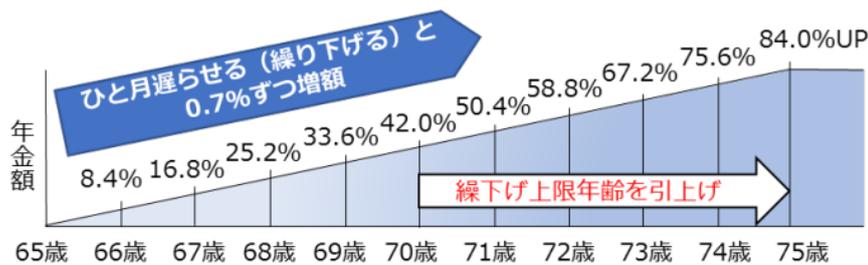
66歳から70歳までとなっていた老齢年金の繰下げの年齢について、上限が75歳に引き上げられました。

増額率上限：42%（60月） → 84%（120月）に変更

対象者：昭和27年4月2日以降生まれの方

受給権発生日が、平成29年4月1日以降の方

<繰下げ受給による年金額の増額イメージ>



② 繰上げ受給の減額率が0.4%に変更

繰上げ受給をした場合の減額率が、1月あたり0.5%だったのが、0.4%に変更。

昭和37年4月2日以降生まれの方が対象。それ以前の生まれの方は、以前の0.5%のまま。

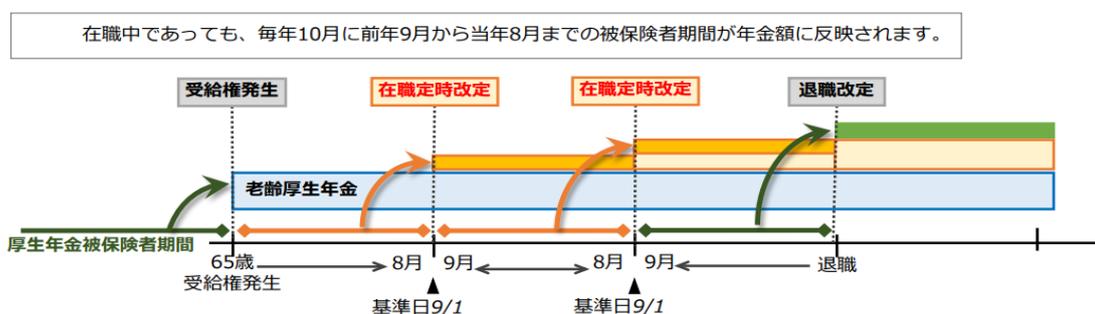
③ 在職老齢年金制度の見直し

60歳以上65歳未満の方の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準の見直しが行われ、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準の『47万円』（以前は28万円）に緩和されました。

④ 在職定時改定の導入

在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者については、年金額が毎年1回、定時に改定が行われます。基準日である毎年9月1日に厚生年金保険の被保険者である場合は、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、翌月10月分の年金から改定されます。これによって、在職中であっても、毎年10月に社会保険に加入している期間が年金額に反映されるようになりました。

以前は、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合、65歳以降の被保険者期間は資格を喪失した時のみ年金額が改定されていました。



■ 国民年金手帳の廃止

令和4年4月から国民年金手帳が廃止され、基礎年金番号通知書に変更となりました。それに伴い、国民年金手帳の再交付はされなくなります。お手元にある国民年金手帳は、基礎年金番号を確認する書類として利用できるため、大切に保管をして下さい。もし紛失された場合は、「基礎年金番号通知書」の交付ができます。

参考サイト：厚生労働省ホームページ

「年金の制度・手続き」